

Special Contents

職員からのMessage

ワークライフバランス



My Pride

仕事と家庭、
どちらも大切にすること

大阪家庭裁判所 裁判所書記官

遠藤 京 (H22 採用)

略歴

● H22 大阪地方裁判所裁判所事務官 (採用)

● H28 大阪地方裁判所裁判所書記官

● R5 現職

育児休業取得、休憩時間短縮制度等利用

令和5年5月に約2年間の育児休業から復帰し、2歳の双子の育児をしながら、育児時間と休憩時間短縮制度を利用して、午前8時30分から午後3時15分まで勤務しています。また、保育園の送迎や子供の体調不良時の対応を裁判所職員の夫と分担しています。

職場では書記官として責任ある仕事を任せてもらい、プライベートでは子供たちの成長を見守り、家族と充実した日々を過ごすことができている。これは、様々な点で配慮してくださる裁判官、フォローしてくださる上司、先輩、同僚のおかげで、感謝しかありません。急に休むこともあり申し訳ない気持ちになった際、一緒に働く皆さんの温かさに何度も救われました。仕事と育児の両立に不安な思いもありましたが、限られた時間で効率的に進められるよう優先順位をつけたり、日頃から自分の仕事の進捗状況について積極的にコミュニケーションをとるなどの工夫をすることで、日々楽しく仕事をしています。

PRIVATE TIME



仕事と家庭の両立支援制度

●産前・産後休暇

産前休暇は出産予定日の6週間前から出産日まで、産後休暇は出産した日の翌日から8週間を経過する日まで、それぞれ取得できる。

●配偶者出産休暇

妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間に、2日間の範囲内で取得できる。

●男性職員の育児参加休暇

妻の出産予定日の6週間前の日から、出産した日以後1年を経過するまでの間に、5日間の範囲内で取得できる。

●育児休業

3歳未満の子を養育するために、希望する一定期間休業することができる。

●子の看護休暇

病気や負傷をした未就学児の世話等のため、1年に5日間の範囲内で取得できる。

●育児時間

未就学児を養育するために、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務時間を短くすることができる。

●フレックスタイム制

総勤務時間数を変えず、1日の勤務時間数・勤務時間帯を変更することができる。

●早出遅出勤務

始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げるなどして勤務する制度。

●休憩時間短縮制度

子の養育等のため、45分の休憩時間を30分に短縮することができる。

●介護休暇

家族の介護を行う職員が、まとまった期間介護に専念するために、一定の期間取得できる。

など